本論文は

世界経済評論 2023 年 3/4 月号

(2023 年 3 月発行) 掲載の記事です





劇論 Society 5.0

2050 年カーボンニュートラルに向けた 都市ガス業界の取組み



一般社団法人日本ガス協会専務理事

はやかわ こうき 1984年東京ガス株式会社入社。2014年人事部長、15年執行 役員 グループ人事検討プロジェクト部長. 16年リビング本部リビング営業計画部 長, 17 年常務執行役員 地域本部長, 19 年専務執行役員 CFO, 21 年一般社団法 人日本ガス協会専務理事、22年東京ガス株式会社参与、現在に至る。

- ・世界情勢の変化を踏まえ、エネルギーセキュリティ確保を担保しつつ、ガス業界は 2050 年カーボン ニュートラルに向けた取組みを進めている。
- ·都市ガス業界が世界に先駆けて実装化に取組む e-methane は、カーボンニュートラル実現に向けて大き な役割を果たすものであり、関係業界とも連携しつつ実証事業等の取組みを進めていく。
- ・また。e-methane を中心としたカーボンニュートラルの実現に向けては、トランジション期において、足 元の CO2 削減に寄与する天然ガスシフトを推進していくことが重要であるとともに、CN-LNG・水素等に ついても、社会実装に向けた取組みを推進する。
- ·e-methane の社会実装に向けては、技術的・制度的・経済的課題解決への取組みを加速する必要がある。 引き続き、政府や関係業界、諸外国とも連携して、課題の解決に取り組む。
- ・我が国の産業を維持・発展させ、同時に温室効果ガス削減とエネルギー安全保障を確保するために、官民が 一体となって e-methane を中心としたカーボンニュートラルガスの開発に挑戦していく。

世界情勢の変化とエネルギー セキュリティの取組み

はじめに世界のエネルギー市場の現況を概観 する。

日本のエネルギー自給率は13.4%(2021年 度、IEA ベース) と低く、多くのエネルギー は海外からの輸入に頼っている。日本全体のエ ネルギーのうち天然ガスが $21.5\%^{1)}$ を占める が、その大半は海外から輸入する LNG であ る。このため日本はオーストラリア・マレーシ ア・カタール・米国・ロシア等、調達先の多様 化を図ることによって、LNG の安定調達に努 めてきた。ロシアからの輸入量は LNG 全体の 約9%と決して大きくないが、日本にとっては 輸送距離が短いという利点もあり、サハリン2 の LNG は当面、日本のエネルギー安定供給に 必要として、官民一体となって継続に努めてき ている。現状、日本の LNG 調達に支障は生じ

ていない。

欧米に目を移すと、北米は国産エネルギーが 充実し、エネルギー自給率が100%を超えてい るためロシアの影響は見られないが、欧州各国 はロシアへの依存度が総じて高く、エネルギー の安定供給が大きく損なわれることとなった。 特にドイツはパイプラインを輸送手段として. 突出して高い傾向にある。

このため、EU は 2030 年までにロシアの化 石燃料への依存から脱却するための Repower EU 計画を発表した。その中で、天然ガスの供 給源の多角化に向け、カタールやエジプト、ア フリカからの LNG 輸入や、アゼルバイジャ ン、アルジェリア等からのパイプライン経由の 天然ガスの輸入チャネルの増加が示された。ま た. LNG の受入基地が不足しているため. LNG 基地の新設計画が立てられるとともに. リードタイムの短い浮体式の基地(FSRU)も 注目されている。

現状 LNG 供給に支障は起きていない日本で も. 万が一の有事に備えた都市ガスの供給対 策・需要対策が国の審議会(電力・ガス基本政 策小委員会)で検討され、9月に取りまとめが された。供給対策としては、LNG 調達が困難 な場合.「①国による調達の仕組みの導入を検 討することが適当」、「②高騰するスポットによ る代替調達に伴う国内への影響に配意し、都市 ガス事業者への金融支援や需要家支援等を検討 することが重要 | 等とされた。需要対策として は、都市ガス事業者は、「①経済 DR(デマン ドレスポンス)についてビジネスベースでの活 用に最大限取り組む」、「②都市ガスの節約を要 請するに当たって、ガス導管事業者が、需要家 にガスの使用量の削減を促すための情報提供を 行うことが必要」、「③個別の需要抑制の取組み

は. ガス小売事業者と需要家の間で個別に合意 することが原則 | 「④国による最終的な需給調 整の手段として、必要最小限度の規制的手段の 整備を検討すること」等が適当とされた。

需要対策については、電気ではブラックアウ トを回避するためのピーク対策が重要であるの に対して、都市ガスでは一定期間のガス使用量 自体を抑制する必要がある点や、国内の LNG の60%強は発電用に使われていることから、 エネルギー全体で LNG 使用量抑制を検討すべ きであるという点等に留意が必要である。

このように世界のエネルギー市場は大きく揺 らいでおり、各国はエネルギーの安定確保、安 定供給に奔走している現状であるが、長期的な 視点でのエネルギーのカーボンニュートラルの 大きな方向性が変わるものでは決してなく. エ ネルギーの安定供給と脱炭素化を両立させるこ とが非常に重要である。

2022年5月に公表された「クリーンエネル ギー戦略」の中間整理でも、ロシア・ウクライ ナ情勢を踏まえ、安定供給の重要性の再確認が なされ. 「エネルギー安定供給確保に万全を期 し、その上で脱炭素を加速させるためのエネル ギー政策を整理 | する方針が示された。

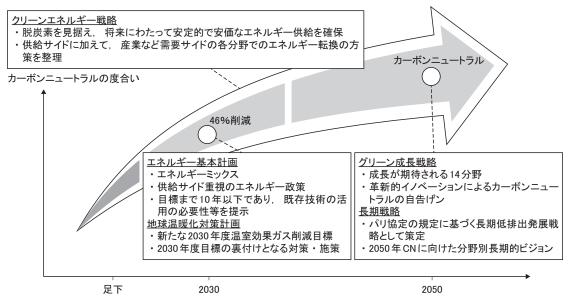
次節以降では、この中間整理の中でも安定供 給と脱炭素に資するエネルギーとして取り上げ られた e-methane(合成メタン)を中心に カーボンニュートラルの実現に向けた動きに焦 点を当てていく。

我が国のエネルギー環境政策 п

近年の日本のエネルギー政策および各政策に おける e-methane の位置づけを紹介する。

2020年10月に菅首相(当時)により2050年

図 1 クリーンエネルギー戦略



出典: 2022 年 5 月 13 日「第 8 回クリーンエネルギー検討合同会合」資料 1 クリーンエネルギー戦略中間整理

カーボンニュートラルの表明がされたことを皮 切りに、2021年6月に策定された「2050年 カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦 略」においては、2050年に向けて成長が期待 される14の重要分野が選定され、「洋上風力・ 太陽光・地熱 | や「水素・アンモニア | 等と並 び、熱分野の脱炭素に貢献する分野である「次 世代熱エネルギー産業 | として. e-methane に関する記載がなされた。また、第6次エネル ギー基本計画においても, 再生可能エネルギー の最大限の普及拡大とともに、水素や e-methane 等の脱炭素化燃料を活用することが織り込 まれた。

更に、岸田首相のもと 2021 年 12 月より「ク リーンエネルギー戦略」の検討が開始された。 これは、2050年カーボンニュートラルや2030 年温室効果ガス削減目標 46%達成を目指す中 で、将来にわたって安定・安価なエネルギー供 給を確保し、更なる経済成長に繋げるため、

「点」ではなく「線」で実現可能なパスを描く ことが目的とされた。

クリーンエネルギー戦略では、天然ガスにつ いてはトランジション期(移行期)の位置づけ 等, 第6次エネルギー基本計画に記載された内 容が踏襲されたことに加え、e-methane につ いても「技術開発や実証に取り組むことが必 要 |. 「CO₂ 排出のカウントに関するルールの 検討を進めていく」等、第6次エネルギー基本 計画よりも踏み込んだ内容が記載された。2022 年7月には、GX 推進のために必要な施策の検 討を目的に、官邸内に GX 実行会議が設置され た。「①日本のエネルギーの安定供給の再構築 に必要となる方策」,「②脱炭素に向けた経済・ 社会・産業構造改革への今後 10 年のロード マップ検討」がテーマとされており、クリーン エネルギー戦略を踏まえた日本のエネルギー政 策について議論され、2022 年 12 月に「GX 実 現に向けた基本方針」が示された。

都市ガス業界のカーボン Ш ニュートラル化への取組み

日本ガス協会は他の業界に先駆け、2020年11 月に、2050年のガスのカーボンニュートラル 化に挑戦する旨を宣言し、カーボンニュートラ ルチャレンジ 2050 を発表した。トランジショ ン期には、徹底した天然ガスシフトと天然ガス の高度利用を図りつつ. 次のステップではメタ ネーション等により、供給するガスの脱炭素化 を進める。実現に向けたシナリオとして.「① 徹底した天然ガスシフト・天然ガスの高度利 用」、「②ガス自体の脱炭素化」、「③ CCU/CCS や海外貢献等の取組み」を示し、2050年まで に都市ガスの 90%を e-methane に置き換える 目標を掲げた。

続く 2021 年 6 月には 「カーボンニュートラル チャレンジ 2050 アクションプラン」を公表し、 将来の脱炭素化の実現に向けて、足元では CO₂ 排出削減に繋がる他燃料から天然ガスへの転換 やカーボンニュートラル LNG の活用等により CO₂ 排出総量を減らし、日本の NDC46%削減 達成に貢献するとともに、脱炭素化技術の開発 を進め、メタネーションによる e-methane 導 入や水素の直接利用等の取組みによりカーボン ニュートラルを実現する道筋を示した。

天然ガスは化石燃料の中で最もクリーンなエ ネルギーであり、産業分野・船舶分野での石 炭・重油等から天然ガスへの燃料転換や高度利 用を図ることにより確実かつ大幅な CO₂削減 に貢献する。国内で転換可能な石炭等の化石燃 料を全て天然ガスにシフトした場合、2030年 時点の日本の CO₂ 削減目標の約 3%を削減で きるポテンシャルを有している。トランジショ

ン期において、石油・石炭等から天然ガスへ燃 料転換し、更に天然ガスから e-methane へ転 換することにより. 脱炭素へのシームレスな移 行が実現する。また,供給するガスの CO₂を カーボンクレジットでオフセットすることによ り、CO₂排出ゼロと見なす「カーボンニュー トラル LNG $\rfloor^{2)}$ も利用しながら CO_2 排出削減 を目指す。

脱炭素化技術の開発に向けては、都市ガスを 脱炭素化する主要な手段であるメタネーション 技術の開発に取り組んでいる。メタネーション とは水素と CO₂を合成する化学反応のことで あり、それにより都市ガス原料の主成分である メタン (e-methane) が生み出される。発電所 等から排出される CO₂ を回収し、エネルギー として利用するため、燃焼時に CO₂ が排出さ れたとしても大気中の CO₂量は変化せず、 カーボンニュートラルが実現する。

次に e-methane が果たす 4 つの役割につい て紹介する。1つ目は熱需要の脱炭素化であ る。e-methane は民生・産業部門の約6割を 占める熱エネルギーの脱炭素化に貢献し、電化 が困難な高温熱需要等の脱炭素化も可能であ る。2つ目は社会コストを抑制した脱炭素化へ の貢献である。e-methane は既存の都市ガス 供給インフラ・利用設備の活用が可能であり. 脱炭素社会実現にかかる社会コストの抑制に貢 献できる。3つ目はエネルギーセキュリティの 向上である。国内の再エネ電力を有効活用し e-methane を製造することで、エネルギー安 定供給や国内のエネルギー自給率向上に寄与す る。また、前述の通り、e-methane は高い強 靭性を有する既存の都市ガス供給インフラの活 用が可能であることから、昨今風水害が激甚化 する傾向にある中, レジリエンス向上にも貢献

図 2 ガス業界が目指す姿(カーボンニュートラルチャレンジ 2050)

2030年

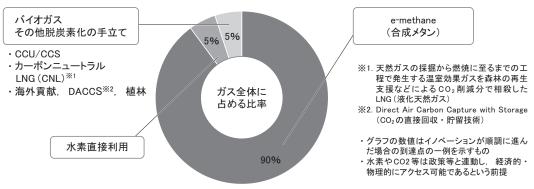
ガスのカーボンニュートラル化率5%以上を実現 メタネーションの実用化を図る(e-methaneの都市ガス導管への注入1%以上)

2050年

複数の手段を活用し、ガスのカーボンニュートラル化の実現を目指す

※メタネーション設備の大容量化の課題、安定的かつ低廉な水素調達等、大きな課題への解決にチャレンジ ※不確実性は多いが、脱炭素化に資する様々な手立てを駆使し、実現に向けてチャレンジ

2050年ガスのカーボンニュートラル化の実現に向けた姿



出典: 2021年6月10日 日本ガス協会公表「カーボンニュートラルチャレンジ 2050 アクションプラン」を一部加工

する。4つ目は海外での LNG サプライチェー ンの脱炭素化である。化石燃料を多く利用する アジアを中心とした海外において、日本の技術 を活用して e-methane の市場を拡大し、LNG サプライチェーンの脱炭素化に貢献することが 可能である。

このような役割を持つメタネーションの社会 実装に向け、2021 年 6 月に e-methane の製 造、輸送、利用、開発の様々な関係者が参加す る官民協議会(メタネーション推進官民協議 会)が立ち上げられた。官民協議会において は、2022年4月にメタネーションの社会実装 に向けた技術的・経済的・制度的課題について アクションプランが取りまとめられ、2022年5 月に同内容がクリーンエネルギー戦略へ反映さ れた。アクションプランでは、技術開発や国 内・海外メタネーションの導入支援や、CO₂ 削減の環境価値の算出方法(CO₂カウント

ルール)に関する国内・海外のルール整理につ いて、大手事業者が大規模な e-methane 製造 設備の建設意思決定を行う 2025 年までの整備 を目指すとされた。

カーボンニュートラル実現に向けては. e-methane に限らず様々なエネルギー活用の 選択肢を検討する必要があり、水素の直接利用 もその選択肢の一つである。水素導管等の社会 インフラを新たに構築し、沿岸部のコンビナー トなど需要集積地で直接供給を行うことが主に 想定され、例えばガス事業者が地元の行政等と 連携しながら水素直接供給の取組みを推進し. 地域におけるローカルネットワークを形成する ことが期待される。水素に関しては、インフラ コストの問題に加えて、取り扱いの難しさ、特 に液化水素を扱う場合には、一旦マイナス 250℃よりも低い温度で冷却するために多くの エネルギーを利用することや、LNG に比べて

タンクの性能を高くする必要があるといった課 題もあるが、都市ガス事業者がこれまでガス体 エネルギーを扱って培ってきた技術・ノウハウ を活かせるものと考えている。

W e-methane の社会実装に 向けた技術開発の取組み

e-methane の社会実装に向けては、「①製造 プラントの大容量化 | や「②製造コストダウン に資する技術開発 | が必要であり、現在様々な 取組みが進行している。

実証事業では、既往技術であるサバティエ方 式の実証が先行している。2017年~2021年に INPEX が新潟県長岡市で、メタネーションに より 8 Nm³/h の e-methane を生成する実証実 験に成功した。現在は INPEX と大阪ガスが連 携し,2024 年度後半から 2025 年度にかけて新 潟県長岡市にてスケールアップしたプラントで のメタネーション実証の準備を進めている。こ の事業で開発するメタネーション設備の製造能 力は約 400 Nm³/h を予定しており、並行して $10.000 \, \text{Nm}^3 / \text{h}$. $60.000 \, \text{Nm}^3 / \text{h}$ についても検討 を行っている。2022年3月には東京ガスが横 浜市の研究所で、横浜市と連携して焼却場で発 生する CO₂や下水道設備からのバイオガス等 を利用した実証を開始した。将来的には最新の 水電解装置や革新的メタネーション技術も適用 し、地元自治体や近隣企業と連携したカーボン ニュートラルの地産地消モデルを目指してい る。

また、一層の高効率化や低コスト化が期待で きる革新的メタネーション技術の研究開発につ いても、大手ガス事業者が中心となり、グリー ンイノベーション基金³⁾を活用して進められて

いる。東京ガスでは、メタン合成時の排熱を水 電解に活用することにより効率を高めるハイブ リッドサバティエをはじめとした革新的メタン 製造技術,大阪ガスでは水と CO₂ を高温で電 気分解して水素と CO を生成し、触媒を用いて メタンに変換することにより、高効率かつ水素 が不要となる SOEC メタネーションの技術開 発に取り組んでいる。また、東邦ガス、西部ガ スも技術開発や実証事業に着手しており、その 他の事業者も経営ビジョンに将来の e-methane 導入を位置づけるなど、ガス事業者の中で の取組みが広がってきている。

国内メタネーションの推進と 海外サプライチェーンの構築

国内のメタネーションについては、前述した 都市ガス事業者の取組みに加えて、工業団地や セメント・化学・鉄鋼等の大規模事業所におい て、オンサイトで e-methane を製造・利用す る取組みの検討も進められている。例えば、太 平洋セメントは東京ガスと連携し、セメント製 造工程から回収される高濃度 CO₂を利用し、 自工場や都市ガスインフラに供給する事業の実 現可能性調査を開始した。デンソーは、工場か ら発生する CO₂ から e-methane を製造、エネ ルギー源として再利用する実証施設「CO₂循 環プラント」を同社製作所内に設置し、実証実 験を進めている。

国内でのメタネーションはエネルギーの国産 化となり、エネルギーセキュリティーの向上に 寄与するとともに、大幅な CO₂ 削減による日 本の NDC 達成への貢献や、各地域の特性を活 かしたエネルギーの地産地消およびそれらに伴 う地域内経済循環への好影響等も期待される。

一方、大量に e-methane を製造するために は海外サプライチェーンの構築も課題となる。

e-methane の主な用途は都市ガスからの転換に加え、発電分野や国際的な規制強化が著しい船舶燃料としての活用など、更なる広がりが想定され、その市場規模は、現在の1.8倍程度へ拡大すると期待されている。

このように様々な用途で e-methane を利用していくためには、大規模な e-methane の製造設備とともに安価で大量な水素が必要となる。その水素を製造するための安価な再生可能エネルギー由来の電気も大量に必要となることから、再生可能エネルギーの発電コストが相対的に安い海外で e-methane を製造することは有力な選択肢と考えられる。中でも既存のLNG 出荷基地周辺は、大量の再生可能エネルギーを確保できる可能性があり、既存のLNG 出荷設備も活用可能であることから有望視されており、中東、東南アジア、北米等で適地選定のための実行可能性調査が行われている。その

一つとして、東京ガス・大阪ガス・東邦ガス・ 三菱商事は、2022 年 9 月に締結した 4 社覚書 の下、米国キャメロン LNG 基地を活用した日 本への e-methane 導入に向け、原材料調達や サイト選定の現地調査、関連制度の検討などを 開始した。キャメロン LNG 基地から、2030 年 に 3 社計 1 億 8,000 万 Nm^{3*} -CH4/年の e-methane 輸入を目指し、2024 年度基本設計 (FEED) 開始、2025 年度最終投資決定(FID) を計画している。

VI e-methane を取り巻く 各国の状況

欧州では、豊富な再生可能エネルギーによる 水素製造が進んでいることから、水素の導入が 志向されてきたが、近年はトランジション期に おける天然ガス利用の必要性がクローズアップ されてきている。加えて、足元の脱ロシアの文 脈においても LNG の代替燃料としての役割を

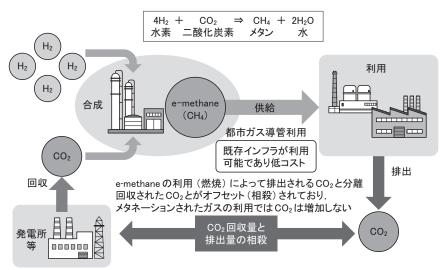


図3 2050年に向けた取組み(メタネーション)

出典:日本ガス協会作成

果たすことから e-methane の位置づけはさら に高まってきている。

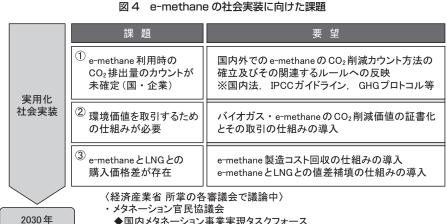
欧州委員会が発表した 2030 年の GHG 削減 目標を達成するための政策パッケージ(Hvdrogen and decarbonised gas market package) の中で、電化が困難な分野についてはガスの脱 炭素化が重要であるとし、 天然ガスから再生可 能ガス (Renewable gases), 低炭素ガス (Lowcarbon gases) への移行を目指すとされた。 2050 年に e-methane は 2~3 割を占めると想 定されており、ドイツやフランスを中心に emethane 導入に向けた数多くのプロジェクト が進行している。

米国でも, 2022年2月に米国ガス協会(AGA) が、「Net Zero Emissions Opportunities for Gas Utilities | として、将来のカーボンニュートラ ル実現を達成するための道筋を探った研究の成 果を発表した。研究成果としてエネルギーの利 用想定に幅を持たせた4つのシナリオが示さ れ、いずれのシナリオでも 2050 年に e-methane が活用されることが示された。

e-methane の社会実装に VII 向けた制度的課題と対応

2030 年 e-methane の社会実装に向け. 「① CO₂カウントルールの整備」や「②環境価値 取引の仕組みの構築」、「③コスト差を踏まえた 支援策の構築 (e-methane と LNG との購入価 格差を踏まえた値差補填の仕組みの導入) | の 3つの課題に関して検討が必要となる。

エネルギー供給構造高度化法⁴⁾において emethane は「非化石エネルギー源」とみなさ れるものの、現時点では、国内の CO₂ 排出量 算定・報告・公表に関する制度に、メタネー ションによる CO₂削減効果が反映されておら ず, e-methane を使用しても CO₂ を削減した とみなされない。そのため、CO₂削減カウン ト方法の確立および関連するルールへの反映 (① CO₂ カウントルールの整備) が必要であ る。整備に向けては、CO2の排出・回収者と 利用者が異なる場合における CO₂ 帰属の考え



- ◆国内メタネーション事業実現タスクフォース
- ◆海外メタネーション事業実現タスクフォース
- ・電力・ガス基本政策小委員会・ガス事業制度検討ワーキング

出典:日本ガス協会作成

e-methane

1%導入

方について、官民協議会傘下の CO₂ カウント タスクフォースで議論がなされた。その中で は、CO₂ 帰属の考え方について「案 1: 排出・ 回収者側で CO₂ 排出をカウントし、利用側は 排出ゼロとみなす」、「案2:排出・回収者側は 排出ゼロとみなし、利用側で CO₂排出をカウ ントする」、「案3:双方で排出量を按分する」、 「案4:双方とも排出ゼロと見なす」という4 つの案が示され、e-methane 利用促進・利用 価値最大化等の観点から専門的な議論が行われ た。その結果、カーボンリサイクル燃料の利用 促進に向けては利用側のインセンティブを創出 することが不可欠であることから、e-methane の利用側のカウントがゼロになり、CO2の削 減価値を得られる「案 1」のような仕組みが望 ましいとされた。但し、CO2の排出・回収者 側も CO₂削減に貢献しており、排出・回収者 側に対してもインセンティブを確保するための 措置も検討すべきとされ、継続して議論が進ん でいる。

また、海外で CO₂を回収して製造した emethane を日本で消費した場合の CO₂ カウン トルールについても、現時点では未確定であ り、今後ルールの整備が必要となる。最終的に は IPCC ガイドラインのような国際ルールに反 映していくことを目指すが、実現には長い時間 を必要とするため、まずはパリ協定6条の枠組 みの活用や2国間の交渉を通じて、実績を積み 上げることが現実的な手段と考えられる。今 後、具体的なプロジェクト案件において、民間 企業がプロジェクトを進めつつ、国が前面に 立って国家間の交渉を進める必要がある。な お、海外では、e-methane 以外の合成燃料に ついても CO₂ カウントルールに関する議論が なされており、原料 CO₂ の排出・回収者でカ

ウントする方向に収斂しつつある。こうした議 論の動向も注視し、適切に e-methane の取組 みに援用していく。

国際ルールに e-methane の CO_2 カウント ルールを位置づけるためには国際的な仲間づく りも重要であり、日本ガス協会においても世界 各国の主要な関連団体との関係強化を進めてい る。現在,欧州の CCS plus initiative, CO2 Value Europe へ加入しており、情報収集等を 行っている。加えて、IMO のコレスポンデン スグループへも参加している。

また、国際的な認知度向上に向けて、日本ガ ス協会は、「合成メタン」を「e-methane (イー メタン)」の呼称に統一していくことを, 2022 年 11 月 22 日に開催された「メタネーション推 進官民協議会」にて提案し、合意された。この ような取組みを通して、e-methane の特徴や カーボンニュートラル性を国際的にアピール し、海外にも e-methane 導入の輪を広げるこ とにより、国際的な制度的位置づけ獲得につな げていく。

2つ目の課題である「②環境価値取引の仕組 み」については、e-methane と天然ガスを混 合して供給する際, e-methane を特定化する ための認証制度や、電気の非化石証書のように 都市ガスから e-methane の環境価値を切り離 し、導管が繋がっていない顧客に e-methane の環境価値移転を行う仕組みが必要であり、メ タネーション推進官民協議会にて検討が継続さ れる見込みである。

「③コスト差を踏まえた支援策」については、 e-methane の導入当初は既存燃料である LNG との価格差が生じることから、現在、水素・ア ンモニアで検討されているようなコスト差を踏 まえた支援策の導入が必要と考えられる。

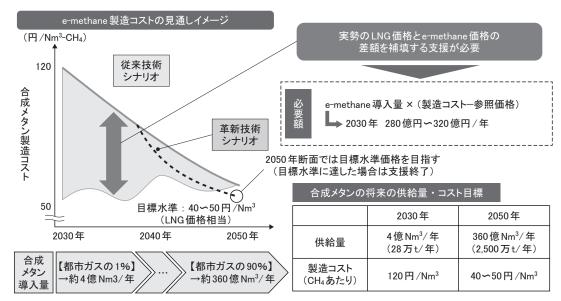


図 5 コスト差を踏まえた支援策の構築の必要性

出典:第2回 海外メタネーション事業実現タスクフォース 資料6

e-methane の普及拡大に向けては、需要側が 許容できる水準(≒LNG 価格相当)まで、emethane の価格が低減している必要がある。 導入初期においては、国の支援を受けながら、 電力コストが最小となる製造適地の選定、emethane の製造技術進展と大規模化を進める ことにより、製造コストを 2030 年に 120 円 /Nm³, 2050 年に 50 円/Nm³ (CIF 価格)とす ることを目指している。支援策導入により製造 事業者の事業予見性が高まることで、e-methane への投資が進み、早期の市場拡大・コスト 低減の促進が図られ、将来的な海外市場の獲得 にも繋がり得るため、2030 年の社会実装に合 わせて支援策を導入していくことが重要である。

ここまで記載した通り、都市ガス業界では、 都市ガスのカーボンニュートラル化に向けて e-methane を早期に社会実装するために、技 術開発や制度整備などの検討を業界一体となって進めている。我が国の産業と人々の生活を支え、同時に温室効果ガス削減とエネルギー安全保障を確保するために、e-methaneの普及へ向けて様々な課題を克服し挑戦し続けることが、都市ガス業界、日本の未来を切り開く切り札になると確信している。

[注]

- 1) 1次エネルギー国内供給のうち化石燃料, 天然ガス・都市ガスの割合。令和3年度(2021年度)エネルギー需給実績(速報)(令和4年11月22日公表)より
- 2) 天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室 効果ガスを森林の再生支援などによる CO₂ 削減分(カーボン クレジット)で相殺した LNG
- 3) 2050 年カーボンニュートラル目標に向けて具体的な目標と 達成に向けてのコミットメントを示す企業等を対象に 10 年 間支援する基金
- 4) 電気やガス、石油事業者といったエネルギー供給事業者に 対して、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源、原子力等 の非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効な 利用を促進するために必要な措置を講じる法律